

入札公告【一般競争入札】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

平成 22 年 9 月 17 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫

1 業務の概要

(1) 業 務 名 平成 22 年度岐阜地区道路交通センサス O D 調査業務

(電子入札対象案件)

(2) 業 務 内 容

本業務は、岐阜市・羽島市・各務原市・羽島郡・山県市・瑞穂市・本巣郡内で本年度秋期に実施を予定している平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査 (以下「道路交通センサス」という。) のオーナーインタビュー O D 調査における自家用車類の実態調査及び道路状況調査を行うものである。

(3) 履行期限 平成 23 年 3 月 25 日

(4) 入札方式等

本手続きは、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料 (以下「申請書等」という。) の提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで利用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

予算決算及び会計令 (以下「予決令」という。) 第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

中部地方整備局 (港湾空港関係を除く。) における測量業務に係る平成 21・22 年度一般競争 (指名競争) 参加資格を受けていること。 (会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の

再認定を受けていること。)

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(1) に掲げる一般競争(指名競争) 参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表 の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

岐阜国道事務所管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

営業拠点等とは、技術者が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：OD調査、交通量調査、路線網・路線現況調査、交通渋滞調査のいずれかに関する業務実績を持っていること

(4) 配置予定現場代理人の資格に関する要件

配置予定現場代理人については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表 の日を予定する。

技術士（建設部門又は総合技術監理部門：建設）、土木学会が認定した特別上級技術者（交通）、上級技術者（交通）、1級技術者（交通）、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）（道路）、測量士のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

(5) 配置予定現場代理人の業務実績に関する要件

配置予定現場代理人は、平成12年度以降に完了した同種業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種業務として認める。

同種業務：OD調査、交通量調査、路線網・路線現況調査、交通渋滞調査のいずれかに関する業務実績を持っていること

(6) 配置予定現場代理人の手持ち業務に関する要件

1) 平成22年9月27日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年9月27日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは現場代理人、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置現場代理人の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置現場代理人を、以下の から までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

当該配置現場代理人と同等の同種業務実績を有する者

当該配置現場代理人と同等の技術者資格を有する者

過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置現場代理人と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定現場代理人の手持ち業務量の制限を超えない者

- 3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定現場代理人とは別に、以下の から までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定現場代理人の経歴等」及び「予定現場代理人の同種業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

配置予定現場代理人と同等の同種業務実績を有する者

配置予定現場代理人と同等の技術者資格を有する者

過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における現場代理人としての経験を有し、過去4年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定現場代理人の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

3 入札手続等

担当部局

〒500-8262 岐阜市茜部本郷1-36-1

中部地方整備局岐阜国道事務所

経理課：契約に関すること

電話 058-271-9812 F A X 058-271-0214

調査課（担当課）：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること

電話 058-271-9815 F A X 058-271-9821

メールアドレス：imai-k85aa@cbr.mlit.go.jp

（１）入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表 のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「ＨＰ」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

ＨＰアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、３ の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

（２）申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る。）又は託送（注１）（以下「郵送等」という。）」すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

技術提案書等のファイル容量が、３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

・提出期間：別表 のとおり。

・提出先：３ と同じ。

注１ 「託送」とは...民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(3) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書の受付期間

別表 のとおり。

入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により 3 (1) まで持参又は郵送等すること。

開札の日時及び場所

別表 のとおり。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第 98 条において準用する予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。

(7) 申請書等に対する留意事項

申請書等の提出がない場合又は 2 (1) の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(8) 詳細については、入札説明書による。

別表

	入札説明書等（仕様書含む） の交付期間	平成２２年 ９月１７日から 平成２２年１０月 １日まで
	申請書等の提出期間	平成２２年９月２１日から 平成２２年９月２７日までの１０時から１６時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
	競争参加資格確認通知の日	平成２２年９月２８日
	入札書の受付期間	平成２２年１０月４日１０時００分から 平成２２年１０月５日１６時００分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
	開札の日時及び場所	平成２２年１０月６日時１４時３０分 岐阜国道事務所入札室